

## (案)

### 御前崎市研修センター条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、御前崎市研修センター条例（令和4年御前崎市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (利用時間)

第2条 御前崎市研修センター（以下「センター」という。）の利用時間は、午前8時15分から午後9時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

#### (休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

#### (利用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により、センターの利用許可を受けようとする者は、御前崎市研修センター利用許可申請書兼許可書（様式第1号。以下「申請書兼許可書」という。）を市長に提出しなければならない。

#### (利用の許可等)

第5条 市長は、前条による申請を許可したときは、申請書兼許可書を利用者に交付する。

2 利用者は、申請書兼許可書の記載事項を変更しようとするときは、利用日前日までに市長の許可を受けなければならない。

#### (使用料の免除)

第6条 条例第9条の規定により、使用料を免除することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 利用者が国又は公共団体であるとき。
- (2) その他市長が特別な事由があると認めるとき。

#### (使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変等利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 市の都合により利用許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用日前日（その日が第3条に規定する休館日に当たるときは、その直前の開館日）までに利用を取り消したとき。
- (4) 市長が特別な事由があると認めたとき。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可しない施設、設備又は器具を利用しないこと。
- (2) 火気の使用又は喫煙は行わないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

(職員の入室)

第9条 利用者は、職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、令和5年7月1日以後のセンターの利用から適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

様式第1号

様式第1号(第4条、第5条関係)

御前崎市研修センター利用許可申請書兼許可書

利用会場	<input type="checkbox"/> 1階101会議室 <input type="checkbox"/> 1階102会議室 <input type="checkbox"/> 2階大研修室 <input type="checkbox"/> 2階小研修室		
使用器具・備品等	<input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> その他( )		
利用目的			
入場料・商業宣伝等の有無	有・無 ※1、2参照	利用人数	
利用日時	月 日 ( )	午前・午後 : ~ 午前・午後 :	円
	月 日 ( )	午前・午後 : ~ 午前・午後 :	円
	月 日 ( )	午前・午後 : ~ 午前・午後 :	円
	月 日 ( )	午前・午後 : ~ 午前・午後 :	円
使用料	加算(                      円)・免除	合計	円
<p>御前崎市長 様</p> <p>上記のとおり御前崎市研修センターを利用したいので申請します。</p> <p>年            月            日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <hr/> <p style="text-align: right;">利用者(申請者)            氏名</p> <hr/> <p style="text-align: right;">連絡先</p>			

※1 入場料とは、利用者から徴収する金銭のことで人件費を含む入会費・会費・月謝などはこれに類するものとみなします。ただし、資料代その他の実費相当額のみを徴収する場合は該当しません。

※2 商業宣伝若しくは営業又はその他の類以行為を目的として使用する場合も同様とします。

※1又は2に該当する場合は、所定使用料の100分の200に相当する額を加算します。

上記について申請のとおり利用を許可します。  <p style="text-align: center;">年            月            日            御前崎市長 印</p>		受付印
<b>注 意 事 項</b>	1. 本許可書を利用前に職員に提示してください。 2. 御前崎市研修センター条例及び御前崎市研修センター条例施行規則を守ってください。 3. 利用時間を厳守してください。 4. 利用後の清掃及び整理整頓を行ってください。 5. その他不明な点がある場合は、事前に職員に確認してください。	